

学校法人大阪音楽大学 役員及び評議員の報酬等に関する規程

制 定：2020年 3月23日

最近改定：2024年11月19日

(目的及び適用の範囲)

第 1 条 この規程は、学校法人大阪音楽大学（以下「この法人」という。）寄附行為（以下「寄附行為」という。）第5条に定める役員（理事及び監事）並びに評議員の報酬及び退職金に関する事項を定める。

(役員報酬の規定)

第 2 条 役員の報酬は次の役員の種類及び執務形態の区分によって定める。

- (1) 役員の種類は次のとおりとする。
- ・ 理事長
 - ・ 副理事長
 - ・ 常任理事
 - ・ 理事
 - ・ 監事
- (2) 役員の執務形態の区分は次のとおりとする。
- ・ 常時執務
 - ・ 特定日時執務

(役員報酬の月額)

第 3 条 役員報酬の月額は次のとおりとする。

	法人の役員としての 勤務を本務とする役 員等	法人の専任の教職員 として勤務する役員 等
(1) 理事長	1, 150, 000 円	400, 000 円
(2) 副理事長	950, 000 円	300, 000 円
(3) 常任理事	850, 000 円	250, 000 円
(4) 特定日時執務の常任理事	150, 000 円	75, 000 円
(5) 特定日時執務の理事	40, 000 円	20, 000 円
(6) 特定日時執務の監事	60, 000 円	

2. 1ヶ月の途中で役員の職務が変更になった場合、当該月の報酬は役員報酬月額の高い役員の職務に在任していたものとみなす。
3. 常時執務の役員が教職員役職を兼務する場合は当該役職手当月額の1/2 相当額を役員報酬より差し引いた額とする。
4. 特定日時執務の監事については、理事会及び評議員会以外の職務に従事した場合は、1回の出校につき15,000円（交通費込）を役員報酬月額に加えて支給する。
5. 第1項各号に定める報酬月額にかかわらず、役員本人からの申し出により役員報酬を無報酬とすることができる。また、前項についても同様とする。

(評議員の報酬)

第 4 条 評議員の報酬は、寄附行為第39条に定める評議員会の開催ごとに、出席した評議員に対して次の各号に掲げる額を支給する。

- (1) この法人の専任教職員 10,000円 (消費税等別)
- (2) その他 15,000円 (交通費込・消費税等別)

(報酬の支給日)

第 5 条 役員報酬の支給日は毎月25日とし、支給日が休日あるいは土曜日の場合は前日に繰り上げて支給する。

2. 評議員の報酬は、評議員会の開催日に出欠を確認の上、後日振込にて支給する。

(賞与)

第 6 条 役員には毎年7月及び12月に当該年度にこの法人の専任教職員に支給する月数分を賞与として支給する。ただし、特別な事由がある場合は理事会において決定する。

2. 賞与の支給日はそれぞれ1日とし、支給日が休日あるいは土曜日の場合は前日に繰り上げて支給する。
3. 賞与は、1月から6月まで、7月から12月までを単位として、支給する。ただし、在任が6ヶ月に満たない場合は月単位に按分する。また、在任が1ヶ月に満たない期間は1ヶ月に繰り上げる。

(役員退職金の支給)

第 7 条 役員の退職金は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 役員を退任する場合
- (2) 理事長、副理事長、常任理事の職務を退任し、それら以外の理事あるいは監事に就任する場合
2. 前項第2号により役員退職金の支給を受けた者が、さらに前項第1号によって退職金支給の対象となる場合は、先に支給算定対象となった役員在任期間を算入しない。

(役員退職金の支給額)

第 8 条 役員退職金の支給額は、当該役員在任期間の年数に在任中の役員報酬月額 $\times$ 20/10を乗じた額とする。また、複数の職務に在任した場合はそれぞれの退職金額の合計額とする。

2. 在任期間の算定は月単位とする。ただし、1ヶ月の途中で役員の職務が変更になった場合は役員報酬額の高い役員の職務に在任していたものとみなして計算する。

(役員退職金の支給先)

第 9 条 役員退職金は退任する役員本人に支給する。死亡による退任の場合は労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条に規定する順位の遺族に支給する。

(費用)

第 10 条 役員には、別に定める学校法人大阪音楽大学 出張規程に準じて旅費（交通費、宿泊費等）を支給する。

2. 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第 11 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第137条及び寄附行為第74条第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会において行う。

附 則

1. この規程は、2020年4月1日から施行する。
2. この規程の施行により、1999年3月1日施行の「学校法人大阪音楽大学役員報酬規程」及び「学校法人大阪音楽大学役員退職金支給規程」は廃止する。

附 則（2022年6月30日）

この規程は、2022年6月30日から施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則（2024年11月19日）

1. この規程は、2025年4月1日から施行する。
2. この規程の改定に伴い、学校法人大阪音楽大学評議員謝礼規程（1998年12月22日制定）は廃止する。